鳩山町介護保険訪問介護利用者負担額減額認定に係る

申請フローチャート

訪問介護サービスを利用中(利用予定)である。
≪対象となる訪問介護サービス≫
・訪問介護
・夜間対応型訪問介護
・第１号型訪問介護

いいえ → 申請対象外です。

はい ↓

申請日において、町内に住所を１年以上有しており、低所得者世帯(**住民税非課税世帯**)に該当する。
※課税状況が分からない場合、以下の方法により確認ができます。
①介護保険料の決定、変更に関する通知書
②年金通知書(個人住民税の欄に金額が入っている場合は、課税です。)
③町民税・県民税・森林環境税額の決定通知書(届いた方は課税です。)

いいえ → 申請対象外です。

はい ↓

次のいずれかに該当する。
①第１被保険者(65 歳以上)で、要介護認定を受けた方
②第２被保険者(40～64 歳)で、要介護認定を受けた方
③64 歳以前から、障害者施策による訪問介護を利用されていた方(具体的には、65 歳到達前の概ね１年間に派遣実績のある方)

いいえ → 申請対象外です。

はい ↓

申請対象となります。

★申請書類を鳩山町役場 長寿福祉課 介護保険担当へ提出してください。